

令和3年11月19日公表

パブリックコメント手続の実施予告

対象案件	富良野市チーズ工房設置条例の一部改正について
意見募集期間	令和3年12月1日 から 令和3年12月20日 まで
公表場所（供覧・閲覧）	・ 行政情報コーナー ・ 山部・東山支所 ・ 文化会館 ・ 図書館 ・ 担当窓口（農林課） ・ ホームページ ・ 広報ふらの12月号（概要のみ）
意見提出方法	・ 書面（様式自由）による提出 ・ 封書、ファクシミリ、電子メール、録音テープ（記録性の確保可能なもの）、直接提出、意見箱（公表場所に設置）への投函のいずれか ・ 意見提出者は、住所・氏名を記入のこと（住所・氏名の公表は行わないが、記入のない意見には回答できない場合がある）
意見提出者	①市内に住んでいる方 ②市内で働いている方 ③市内で学んでいる方 ④市内に事業所がある法人やその他の団体
意見提出先（問合せ先）	経済部農林課 郵便番号 076-8555 富良野市弥生町1番1号 富良野市役所 電話 0167-39-2309 ファクシミリ 0167-23-2122 電子メールアドレス： nourin-k@city.furano.hokkaido.jp

広報紙 12月号への掲載

市のホームページへの掲載（掲載日 11月19日）